

新旧対照表

改正後	現行												
<p>高知県漁船導入支援事業費補助金交付要綱</p>	<p>高知県漁船導入支援事業費補助金交付要綱</p>												
<p>第1～17条【省略】</p>	<p>第1～17条【省略】</p>												
<p>附則 【省略】</p>	<p>附則 【省略】</p>												
<p>附則 <u>1 この要綱は、令和5年2月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>												
<p>別表第1（第3条関係）</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="120 721 443 769">補助対象事業</th> <th data-bbox="452 721 810 769">補助対象経費</th> <th data-bbox="819 721 1106 769">補助率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="120 775 443 1343">【省略】</td> <td data-bbox="452 775 810 1343">【省略】</td> <td data-bbox="819 775 1106 1343"> <p>【補助率】 【省略】</p> <p>【補助上限額】 1 中核的漁業者当 たり <u>250万</u>円。た だし、大型定置網経 営体（※2）は <u>500万</u> 円とする（※4）。</p> <p>【申請可能隻数】 【省略】</p> </td> </tr> </tbody> </table>	補助対象事業	補助対象経費	補助率等	【省略】	【省略】	<p>【補助率】 【省略】</p> <p>【補助上限額】 1 中核的漁業者当 たり <u>250万</u>円。た だし、大型定置網経 営体（※2）は <u>500万</u> 円とする（※4）。</p> <p>【申請可能隻数】 【省略】</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1128 721 1451 769">補助対象事業</th> <th data-bbox="1460 721 1783 769">補助対象経費</th> <th data-bbox="1792 721 2112 769">補助率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1128 775 1451 1343">【省略】</td> <td data-bbox="1460 775 1783 1343">【省略】</td> <td data-bbox="1792 775 2112 1343"> <p>【補助率】 【省略】</p> <p>【補助上限額】 1 中核的漁業者当 たり 2,500 千円。た だし、大型定置網経 営体（※2）は 5,000 千円とする（※4）。</p> <p>【申請可能隻数】 【省略】</p> </td> </tr> </tbody> </table>	補助対象事業	補助対象経費	補助率等	【省略】	【省略】	<p>【補助率】 【省略】</p> <p>【補助上限額】 1 中核的漁業者当 たり 2,500 千円。た だし、大型定置網経 営体（※2）は 5,000 千円とする（※4）。</p> <p>【申請可能隻数】 【省略】</p>
補助対象事業	補助対象経費	補助率等											
【省略】	【省略】	<p>【補助率】 【省略】</p> <p>【補助上限額】 1 中核的漁業者当 たり <u>250万</u>円。た だし、大型定置網経 営体（※2）は <u>500万</u> 円とする（※4）。</p> <p>【申請可能隻数】 【省略】</p>											
補助対象事業	補助対象経費	補助率等											
【省略】	【省略】	<p>【補助率】 【省略】</p> <p>【補助上限額】 1 中核的漁業者当 たり 2,500 千円。た だし、大型定置網経 営体（※2）は 5,000 千円とする（※4）。</p> <p>【申請可能隻数】 【省略】</p>											

新旧対照表

改正後	現行
<p>※1 【省略】</p> <p>※2 「大型定置網経営体」とは、以下の全てを満たす者とする。</p> <p>(ア) 定置網漁業権を有し、大型定置網漁業（網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深 <u>27</u>メートル以上であるもの）を営んでいる者又は営もうとする者（ただし、法人以外の社団を除く）</p> <p>(イ) 以下の全てを満たす事業戦略を策定し、その事業戦略の計画期間内である者</p> <p>a. 以下の項目を検討し、整理したものであること</p> <p>(a) 事業概要、会社の特徴、外部環境（機会と脅威）、内部環境（強みと弱み）等の分析</p> <p>(b) ありたい姿（5年後）の目標</p> <p>(c) 実現するための課題設定</p> <p>(d) 課題改善に向けた行動計画（取組内容）、中長期（5年間）の業績の目論見</p> <p>b. 経営の改善が見込め、実現可能なものであること</p> <p>※3 【省略】</p> <p>※4 令和4年度以降において、高知県漁船導入支援事業費補助金<u>若しくは</u>高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金<u>又はその両方</u>の交付を受けた場合は、その交付額の合計を <u>250万円</u>（ただし、大型定置網経営体は <u>500万円</u>）から減額した額を補助上限額とする。</p> <p>別表第2～3 【省略】</p> <p>第1～第7号様式 【省略】</p>	<p>※1 【省略】</p> <p>※2 「大型定置網経営体」とは、以下の全てを満たす者とする。</p> <p>(ア) 定置網漁業権を有し、大型定置網漁業（網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深二十七メートル以上であるもの）を営んでいる者又は営もうとする者（ただし、法人以外の社団を除く）</p> <p>(イ) 以下の全てを満たす事業戦略を策定し、その事業戦略の計画期間内である者</p> <p>a. 以下の項目を検討し、整理したものであること</p> <p>(a) 事業概要、会社の特徴、外部環境（機会と脅威）、内部環境（強みと弱み）等の分析</p> <p>(b) ありたい姿（5年後）の目標</p> <p>(c) 実現するための課題設定</p> <p>(d) 課題改善に向けた行動計画（取組内容）、中長期（5年間）の業績の目論見</p> <p>b. 経営の改善が見込め、実現可能なものであること</p> <p>※3 【省略】</p> <p>※4 令和4年度以降において、高知県漁船導入支援事業費補助金及び高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金の交付を受けた場合は、その交付額の合計を2,500千円（ただし、大型定置網経営体は5,000千円）から減額した額を補助上限額とする。</p> <p>別表第2～3 【省略】</p> <p>第1～第7号様式 【省略】</p>

